第 19 号

令和3年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和3年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事	業	名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業	(水利施設等	保全高度化事	工事費の100分の10に相当
業(基幹水利施設保	全型)(令和	3年度新規採	する金額
択地区分)を除く。)		
2 かんがい排水事業	(水利施設等	保全高度化事	工事費の100分の14に相当
業(基幹水利施設保	全型)(令和	3 年度新規採	する金額
択地区分)に限る。)		
3 畑地帯総合整備事	業(農業生産	基盤整備に係	工事費の100分の10に相当
るものに限る。)			する金額
4 経営体育成基盤整	備事業(農業	生産基盤整備	工事費の100分の10に相当
に係るものに限る。)		する金額
5 農道整備事業			工事費の100分の10に相当
			する金額
6 中山間地域総合整	備事業(農業	生産基盤整備	工事費の100分の10に相当
に係るものに限る。)		する金額
7 湛水防除事業(法	指定地域及び	大規模事業を	工事費の100分の18に相当
除く。)			する金額
8 湛水防除事業(平	成18年度以	降新規採択分	工事費の100分の13に相当
(法指定地域に限る	。))		する金額
9 湛水防除事業(大	規模事業に限	る。)	工事費の100分の8に相当す
			る金額
10 湛水防除事業(平成17年度	以前採択分	工事費の100分の14.5に
(法指定地域に限る	。))		相当する金額
11 農地保全整備事	業		工事費の100分の14に相当
			する金額
12 ため池等整備事	業		工事費の100分の14に相当
			する金額
13 ため池緊急整備	事業(一般地	域に限る。)	工事費の100分の16に相当

14 ため池緊急整備事業(法指定地域に限る。

15 防災ダム事業

16 特定農業用管水路等特別対策事業(美里町 の区域を除く。)

17 特定農業用管水路等特別対策事業(美里町 工事費の100分の5に相当す の区域に限る。)

する金額

工事費の100分の11に相当 する金額

工事費の100分の6に相当す る金額

工事費の100分の10に相当 する金額

る金額

(提案理由)

令和3年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に 負担させるため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第91条第6項において準用 する同法第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。